

東京都認知症施策推進計画(令和7～11年度)の策定について

資料12

都道府県認知症施策推進計画

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）第12条に規定

- ・都道府県は、国の基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない
- ・都道府県計画は、医療計画、都道府県地域福祉支援計画、都道府県老人福祉計画、都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない
- ・都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない
- ・適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない
- ・当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

基本的施策

下記8項目について、地方公共団体が必要な施策を講ずるものと規定（認知症基本法第3）

①認知症の人に関する理解の増進等

②認知症の人の生活における
バリアフリー化の推進

③認知症の人の社会参加の機会の確保等

④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

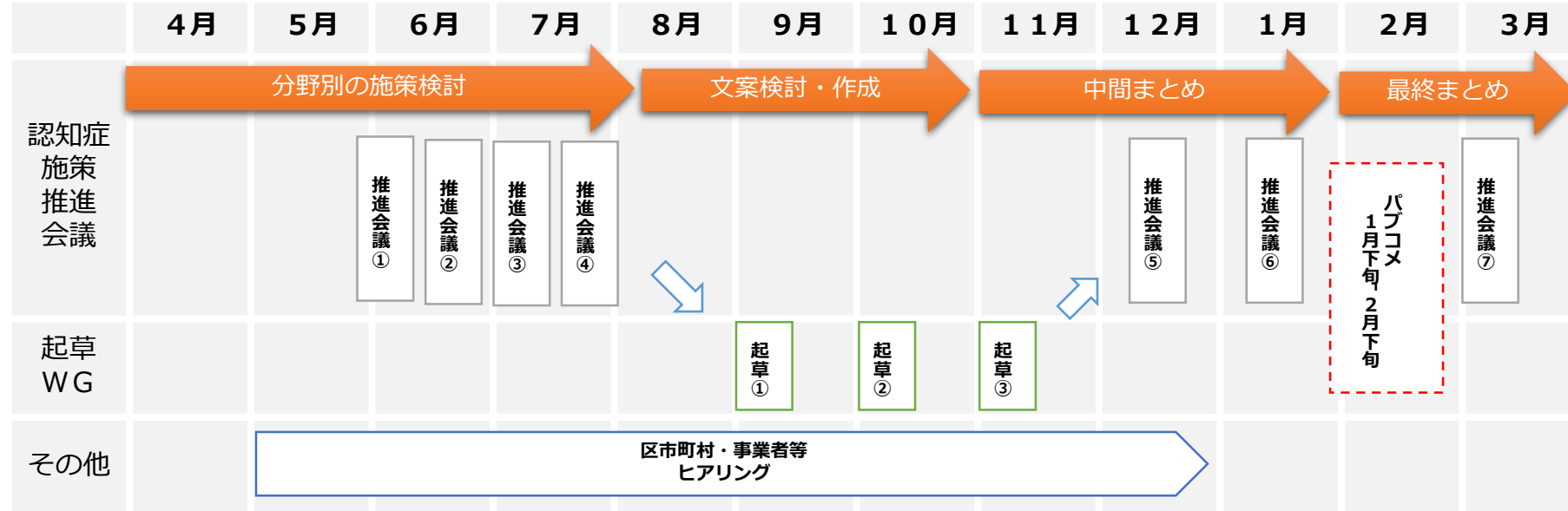
⑥相談体制の整備等

⑦研究等の推進等

⑧認知症の予防等

令和6年度東京都認知症施策推進会議スケジュール（案）

- 都道府県は、国の基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない
- 認知症基本法の5年を1期とする計画（令和7年度～令和11年度）として策定。第9期高齢者保健福祉計画の最終年度である令和8年度に中間見直しを行い、令和9年度～令和11年度の第10期高齢者保健福祉計画の内容を反映。
- 令和6年度は推進会議を7回開催予定。起草委員会を設置（3回開催予定）。推進会議で4回に分けて分野別の施策検討を行った上で、起草WGに繋げていく。※12月以降の3回は、「中間のまとめ（素案）」「中間のまとめ（案）」「計画（最終案）」



令和6年度予算
42,283千円
※シンポジウム等の開催を含む認知症施策推進事業全体の予算額

●各会議の議事内容（案）

推進①（5月下旬）

- ・計画策定スケジュール
- ・都の認知症施策概要（令和6年度、未来の東京戦略等の抜粋）

推進②（6月）

- ・各分野（①～④）の取組状況と課題等

推進③④（7月）

- ・各分野（⑤～⑧）の取組状況と課題等
- ・計画の考え方、方向性

起草①（9月上旬）

- ・計画構成案 ・計画本文（素案）

起草②（10月上旬）

- ・計画構成案 ・計画本文（素案）

起草③（11月上旬）

- ・中間まとめ(素案) ①

推進⑤（12月中旬）

- ・中間まとめ(素案) ②

推進⑥（1月中旬）

- ・中間まとめ(案)
- ・R4年度事業実績等

推進⑦（3月上旬）

- ・パブコメとその回答
- ・計画(最終案)

- 区市町村ヒアリング
- 事業所等ヒアリング
- ・計画策定に向けた情報収集等